

定 款

一般社団法人 所沢市薬剤師会

一般社団法人所沢市薬剤師会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人所沢市薬剤師会と称する。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を埼玉県所沢市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、公衆衛生の向上、薬学薬業の進歩発展及び薬剤師倫理の高揚を図り、もって社会福祉を増進することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 薬学の進歩及び薬業の発展に関する事項
- 2 公衆衛生の普及向上に関する事項
- 3 薬事衛生の普及向上及び情報に関する事項
- 4 学校保健、学校薬剤師及び社会保健に関する事項
- 5 薬剤師職能の向上に関する事項
- 6 会員の相互扶助、福祉の増進に関する事項
- 7 機関紙発行に関する事項
- 8 その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第5条 当法人は、理事会及び監事を置く。

第2章 会員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- 1 正会員 当法人の目的に賛同して入会した、所沢市及びその周辺に居住し、又は勤務する日本薬剤師会並びに埼玉県薬剤師会会員である薬剤師
- 2 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した、所沢市及びその周辺において

薬事に関する個人又は団体

- 3 名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

(入会)

- 第 7 条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

(入会金及び協力金)

- 第 8 条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び協力金を納入しなければならない。
- 2 賛助会員及び名誉会員は入会金及び協力金を納入することを要しない。

(会費)

- 第 9 条 正会員は、社員総会において別に定める会費を、毎年所定の期日までに納入しなければならない。
- 2 賛助会員及び名誉会員は会費を納入することを要しない。

(任意退会)

- 第 10 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

- 第 11 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議（後記第 20 条第 2 項に定める決議）によって当該会員を除名することができる。
- 1 この定款その他の規則に違反したとき。
 - 2 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - 3 その他の除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に予め通知をするとともに、当該会員に除名の議決を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

- 第 12 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- 1 会費の納入が継続して半年以上なされなかったとき。
 - 2 総正会員が同意したとき。
 - 3 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第13条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。但し、未履行の義務は、これを免れることはできない。
- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、協力金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

- 第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

- 第15条 社員総会は、正会員をもって構成する。
- 2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

- 第16条 社員総会は、次の事項を議決する。
- 1 入会の基準並びに会費、入会金及び協力金の金額
 - 2 会員の除名
 - 3 役員の選任及び解任
 - 4 役員の報酬の額又はその規定
 - 5 各事業年度の決算報告
 - 6 定款の変更
 - 7 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
 - 8 解散
 - 9 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
 - 10 理事会において社員総会に付議した事項
 - 11 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

- 第17条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。但し、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電子的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

- 第19条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

- 第20条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - 1 会員の除名
 - 2 監事の解任
 - 3 定款の変更
 - 4 解散
 - 5 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
 - 6 その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

- 第21条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(議決、報告の省略)

- 第22条 理事又は正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。
- 2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2 議事録には、議長及び社員総会に出席した正会員の中から、議長が指名した議事録署名人1名が署名又は記名押印しなければならない。

(社員総会規則)

第24条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第4章 役員等

(役員の設定等)

第25条 当法人に、次の役員を置く。

- 1 理事 3名以上30名以内
- 2 監事 1名以上3名以内
- 2 役員は当法人の正会員たることを要する。
- 3 当法人に埼玉県薬剤師会地域代表者（以下「地域代表者」という。）1名を置く。
- 4 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、1名以上5名以内を副会長とする。

(選任等)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 地域代表者は監事以外の役員と兼職することができる。
- 4 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第27条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 地域代表者は当法人と社団法人埼玉県薬剤師会の緊密なる連絡に当たる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長が予め理事会の議決を経て定めた順序により、その職務を代理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

(監事の職務権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。監事についても、同様とする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事は、再任を妨げない。監事についても、同様とする。
- 4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第30条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。但し、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第31条 理事及び監事は無報酬とする。但し、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）として支給することができる。

(取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- 1 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - 2 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - 3 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。
 - 3 前2項の取扱いについては、第44条に定める理事会規則によるものとする。

(名誉会長及び顧問)

第33条 当法人に、名誉会長及び若干名の顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、会員の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。但し、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長及び顧問の職務)

第34条 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

第5章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- 1 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - 2 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - 3 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
 - 4 理事の職務の執行の監督
 - 5 会長及び副会長の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- 1 重要な財産の処分及び譲受け
 - 2 多額の借財
 - 3 重要な使用人の選任及び解任
 - 4 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - 5 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(種類及び開催)

第37条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 定例理事会は、毎月1回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - 1 会長が必要と認めたとき
 - 2 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
 - 3 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき

(招集)

第38条 理事会は、会長が招集する。但し、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び一般法人法第101条第3項の規定に基づき監事が招集する場合を除く。

- 2 会長は、前条第3項第2号又は一般法人法第101条第2項に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第39条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第40条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。但し、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第42条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。但し、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

- 2 議事録には、出席した理事の中から、議長が指名した議事録署名人2名が署名又は記名押印しなければならない。

(理事会規則)

第44条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 基金

(基金の拠出)

第45条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第46条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の決議を得て、会長が別に定める「基金取扱い規程」によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第47条 基金の拠出者は、前条の「基金取扱い規程」に定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第48条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第49条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第50条 当法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第51条 当法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

3 当法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に基づく公益認定を受けた場合において、第1項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第52条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告（第2号及び第5号の書類を除く。）しなければならない。

- 1 事業報告
- 2 事業報告の附属明細書
- 3 貸借対照表

- 4 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - 5 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - 6 財産目録
 - 7 キャッシュフロー計算書
- 2 前項第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - 1 監査報告
 - 2 会計監査報告
 - 3 理事及び監事の名簿
 - 4 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - 5 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（経費）

第53条 当法人の経費は、当法人の基本財産をもって充てるものとする。

（会計）

第54条 会費、その他一切の収入を歳入とし、一切の経費を歳出とし、歳入及び歳出は総予算に編入する。

（会費の納入）

第55条 会費は、毎年所定の期日までに納入しなければならない。

（剰余金）

第56条 毎事業年度終了後、歳入及び歳出の剰余金があるときは、翌事業年度の歳入に繰り入れるものとする。

（特別会計）

第57条 本法人の会計には特別会計を設けることができる。

- 2 特別会計に関する事項は、別に規則で定める。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第58条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の

3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

- 2 当法人が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

- 第59条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正社員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

- 第60条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 部会

(部会)

- 第61条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、部会を設置することができる。
- 2 部会には担当理事を置くものとし、会長が理事の中から理事会の承認を得て担当理事を任命するものとする。
 - 3 部会の部員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。
 - 4 部会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

- 第62条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第63条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

- 第64条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 附則

(委任)

- 第65条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

- 第66条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈する者、当法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

- 第67条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成21年12月31日までとする。

- 第68条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

- 第69条 本定款は平成21年1月18日より施行する。
- 平成29年3月12日 一部改正